

【問】 問合せ先

入塾料、月謝、夏期・冬期講座代金、教材費、模擬試験代 ※現金での支給はありません。

【公費で負担するもの】

夏期講座からその年度の3月まで

【支援期間】

面談時にお知らせします。

【実施場所】 市の指定した塾（詳細は

税課税証明書が必要です。

※平成30年1月1日現在、他市町村に在任していた方は、平成30年度市県民

からモダウンドロードできます。

※申請書用紙は保護課、パーソナルサポートセンターおよび市ホームページ

保護課 ☎979-6552

① 平成30年度うるま市学習支援事業

市内の生活保護受給世帯や生活困難世帯の中学3年生を対象に高校進学をサポートする通塾型の学習支援事業を実施いたします。学習意欲はあるが、経済的な理由で通塾できないなどのお悩みがある方で次の要件に該当する方が対象となります。

【対象要件】

うるま市在住で左記の条件のいずれかに該当するもの

- ①生活保護受給世帯に属する中学3年生
- ②就学援助の認定を受けている非課税世帯に属する中学3年生
- ③前年度中学を卒業した過卒生（非課税世帯）で高校進学を目指すもの

【募集人員】 40人程度

【申請期間】 6月18日（月）～29日（金）

【申請場所】 本庁舎東棟2階 保護課

【申請方法】 利用申請書をつるま市保護課窓口へ提出

※申請書用紙は保護課、パーソナルサポートセンターおよび市ホームページ

からもダウンロードできます。

※平成30年1月1日現在、他市町村に在任していた方は、平成30年度市県民

税課税証明書が必要です。

【実施場所】 市の指定した塾（詳細は

面談時にお知らせします。）

【支援期間】

夏期講座からその年度の3月まで

【公費で負担するもの】

入塾料、月謝、夏期・冬期講座代金、教材費、模擬試験代 ※現金での支給はありません。

【問】 問合せ先

保護課 ☎979-6552

② 債務問題を考えるセミナー

あおいそら法律事務所の松山清一郎先生をお招きし、債務問題を考えるセミナーを開催します。

【日時】 6月22日（金）午後2時～4時

【場所】 本庁舎第二会議室（2階）

【定員】 30人 【入場料】 無料

【申込先/問】 就職・生活支援パーソナルサポートセンター ☎989-13972

FAX 989-13971

【問】 問合せ先

商工労政課 ☎923-17634

① うるま市新商品開発およびブランド化促進事業補助金について

市には、市内中小企業が行う新商品開発やブランド化等について、開発研究意欲の高揚を図ることを目的とした補助制度があります。どこの活用下さい！

【補助対象者】 市内中小事業社で、市内に主たる営業所及び工場を持ち、引き続き1年以上事業を営む者

【補助対象事業】 新商品または新技術の開発、商品のブランド化事業、デザインの開発事業等

【補助対象事業社数】 原則1社

【補助金の額】 市が認める経費（補助対象経費）の3分の2以内の額

※50万円を限度とする。

【申請期限】 7月31日（火）※必着

【申込方法】 申込書に必要書類を添えて、商工労政課へ提出

【申込書等の配布】 市ホームページからダウンロードいただくか、商工労政課の窓口でお受け取りください。

【申込先/問】

商工労政課 ☎923-17634

【問】 問合せ先

農政課 ☎923-17607

新規就農者向け

事業説明会兼相談会の開催

これから農業を始めた方、もしくは農業を始めて間もない方を対象にした補助事業や農地の借り受けに向けた説明会並びに相談会を行います。興味のある方はお気軽にご参加ください。

【日時】 7月9日（月）午後2時～4時

【場所】 健康福祉センターうるま 3階 視聴覚室 AB

【対象】 ・新規就農予定者 ・就農して間もない農業者

【問】 農政課 ☎923-17607

② 平成30年度うるま市名産品等候補を募集

市では、市内産業の振興や郷土愛の精神と市民意識の高揚を図ることを目的として、うるま市名産品等選定要綱を制定し、「名産品」・「特産品」・「推奨品」の認定を行っております。

本市で生産・製造及び販売されている生産品について、うるま市名産品等の認定を希望する生産・製造者及び販売者は、ぜひご応募ください！

【申請期限】 6月29日（金）※必着

【申込方法】 うるま市名産品等選定要綱を熟読し、必要書類を商工労政課へ提出してください。

※申請書等は、商工労政課の窓口または市ホームページから取得できます。

【問】 商工労政課 ☎923-17634



【問】 農政課 ☎923-17607



工業統計調査
経済産業省

【お問合せ先】
企画政策課 統計係
☎973-5005

調査をお願いする製造事業所には、本年5月中旬から6月にかけて、調査票を統計調査員が持ってお伺いするか、または国から直接郵送でお届けいたしますので、お忙しい時期とは存じますが、調査にご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、皆様からご提出いただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は保護されますので、正確なご記入をお願いいたします。